

第7回四日市市子ども・子育て会議 議事概要

日時：平成26年10月17日(金) 午後4時～午後6時20分

場所：四日市市総合会館 5階 集団指導室

1 議 事

○事務局から資料1「子ども・子育て支援事業計画 第3章(案)」、資料2「～第4章～ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の『量の見込み』と『確保の方策』について」、資料3「地域型保育事業について」について説明

(1) 子ども子育て支援事業計画第3章について～子ども・子育て支援の取組・事業～

《質疑》

〈基本目標1〉

会 長 資料1で四日市市子ども・子育て支援事業計画の第3章について、資料2で同計画の第4章について事務局から説明があった。具体的な認可基準も示されており、計画としてかなり期待の持てるものになってきている。それではまず、資料1の基本目標1について、意見があればどうぞ。

委 員 幾つかあるが、まず、7ページの「(1)多様な子育て支援サービスの充実」について、子育て支援センターの拡充に取り組むとなっており、資料2の9～10ページにおいても、その施設数を増やしていくとなっているので、非常にいいことだと思う。ただ、資料1の7ページ一番下に「保育園や幼稚園における地域の子育て支援」ということで「あそび会」「あそぼう会」が取り上げられているが、これと子育て支援センターにおける支援の格差が大きい。「あそび会」「あそぼう会」が本当に「遊ぶ」会であるのに比べ、子育て支援センターのほうは、専門の職員もいて、特別支援や療育、家庭教育の強化につなげたりしている。子育て支援センターは、ただ来て遊ぶ場所ではなく、家庭の教育力が停滞している、あるいはお母さんが非常に子育てで孤立して悩んでいる、そういう状況に対してサポートできるという点が、「あそび会」「あそぼう会」と大きく異なる。ただ、子育て支援センターを増やすといっても限界があり、計画のとおり施設を整備したとしても、ニーズを完全に満たせるわけではない。施設を増やせばいいということではなく、職員配置も含めて、施設以外の部分をどうしていくのかということが大きな問題になってくるだろう。

四日市の私立幼稚園では、14園全園で2歳児のそういった子育て支援を実施している。0、1、2歳は保育園、保育所というイメージがあるのであまり知られていないと思うが、私立幼稚園でも対応している。これについては元々、園児確保を目的としてスタートした。ところが、やってみたことで、「いかにその時期から親子を支えるか」ということの大切さがわかった。歩けない1歳の子どもについて、支援機関と連

携して対応したことで歩けるようになったという事例もある。ただ遊びに来るだけでなく、どう子育てしていけばいいのか、子どもをどう理解していけばいいのか、そういった思いを持つ人へのフォローを子育て支援センターだけで、あるいは「あそび会」「あそぼう会」でするのには限界があるということに気付かなければならないだろう。では、どのようにそれを確保していくかという、私立の園を活用するということになる。公立ですべてやりきることはできない。週1回でもいいから、専門的な知識を持つ職員とお母さんが話をする。そんな場があるだけで、元気に子育てができる。確かに園児確保のためでもあるが、そういう観点だけでなく、幼児期を充実させたいという親の思いに対して「保育所に預けるしか無い」、あるいは「子育て支援センターに行くしか無い」というのではなく、1、2歳児の「育ち」、あるいは「親子の家庭の教育」を充実させる方策を、もっと多様に持たなければいけない。そういったことがどれだけ四日市の子育ての力になっているかということを理解していただきたい。ただ、これも何の補助もなくやっているわけなので、どの園もこの部分については基本的に赤字になっている。後の特別支援教育を充実させるという意味でも、もっと0、1、2歳の支援を充実する必要がある。乳幼児期からの0、1、2歳児の育ちを保障する施策を進めていかない限り、四日市の教育の根幹が良くなる。是非とも、そのあたりの観点をに入れていただきたい。

会 長
委 員

今の意見について、他の方はいかがか。

もっともだと思う。保育園は乳児保育に取り組んでいるが、市も熱心に取り組んでもらっており、感謝している。この計画の資料に関しても、他の市町に比べて内容も詳細にまとめてもらっており、本当に嬉しく思う。この資料1の3ページにある推進施策の中の「低年齢児の利用児童増加に伴う保育所定員枠の拡充」について、乳児に関しては、以前と比べて入所の判定基準となる就労の時間がすごく短くなった。これは国の施策であり、指導なのだろうが、こうなったことで、これまでであれば乳児の間は家でしっかり見ておこうと思っていたお母さんまでが、「入れるのなら入園させよう」という感覚になってきている。四日市市は国の指導にプラスアルファをして、さらに内容の充実したものにしていこうと考えてもらっており、その点については心強く思う。ただ、0、1、2歳というのは本当に大切な時期で、特に0歳児の保育というのは常に母との密接な関係が必要で、この時期の情緒の安定が一生を左右する。たった1年の短い期間が本当に大切であるにもかかわらず、「仕事が忙しいから子どもは保育園に預けて働こう」というお母さんがどんどん増えてきてしまうのではないかという懸念がある。就労時間の基準が短くなったことなど、そのあたりを少しご説明いただきたい。

事務局

国の示している基準では、48～64時間の範囲で就労時間の最低の基準を定めることとされている。この範囲の中で基準をどこに置くのかは市町の判断に委ねられており、四日市市においては、低年齢児の基準を64時間に設定した。新制度の開始にあたって、国からは、変えることのできない「従うべき基準」と、ある程度市町の判断で決定可能な「参酌基準」が示されており、そういった中で、質の高い安全・安心な教育・保育の提供に努めていきたいと考えている。

委 員

市内にはいくつか子育て支援を広める事業を実施しているNPO団体がある。そこは、

自分達で会費を集め、僅かな参加費で殆どボランティアな活動として、子どもの居場所事業を行っている。今、そこに来る子どもが低月齢化していて、生後2～3ヶ月でやってくるようになった。あそぼう会をはしごするという方もいる。それは、その一時を子育てから少し離れたたいというお母さんの開放感という点ではプラスだと思う。しかし、子どもの成長にとっては、仲間作りということを考えれば、いつも同じところ、安心できる場所で成長していくことが大切である。また、生後2ヶ月くらいの子どものお母さんには、「子育ての意欲はあるけれども、どうやって子育てをしていいかわからない」という方が多い。現在の学校教育の中で、そういった子育てや性教育を学ぶ機会が少ないうえに、親自身もきょうだいが多くなかったりして、子育てを間近で感じる経験がなく、本当に方法が分からずにいる。「いつ自分の子どもを虐待してしまうかわからない」という人が非常に多い。もちろん、専門家と連携して対応することも必要だが、やはり、保護者が一步を踏み出しやすい居場所事業として、NPOの活動はすごく大事だと思っている。現状ではそういうところに対する補助がないが、自力でやるにも限界があるので、活動内容を見て十分な資格があると納得してもらえた場合には、補助などを受けられるよう、検討してもらう必要があるのではないかと。多くの地域で、自分の足で歩いて行けるような身近なところにそういった場所があることが大切である。

会 長 利用者にとって、選択肢が多いということは、非常にいいことだと思う。ただ、やはり質の部分についても考えなくてはいけない。子どもが預かってもらえればそれでいいということではなく、そこで子どもの成長が連続性をもって保障されていくということが重要である。それとともに、関係する施設、団体等が相互に連携していく形をこれからもっと進めていくべきだろう。それまで利用していた施設から次に利用する施設へ情報が渡り、その後の発達の保障につなげるなど、子どもたちが人間的な成長をしていく基盤となる環境の整備が必要となる。

委 員 お母さんも働きやすいような取り組みが計画されているが、それが実際に実現できるかどうかというと、少し難しい面もあるのではないかと感じた。

会 長 計画が施行された後も、推移を見ながら、またさらにいいものにしていくことが必要になる。市が土台をしっかり作ってくれているので、そのうえで各団体がどう関わっていくかというところが問われてくる。地域全体で子育てに取り組んでいくという思いを新たにしなければいけない。

委 員 12ページが一番上にある「子ども・子育て創造ディスカッション(仮称)の開催」について、狙いなどをもう少し具体的に教えていただきたい。

事務局 この取組は、今まで市にはなかったもので、検討段階ではあるが、挙げさせていただいた。例えば、虐待などの特定の分野におけるネットワーク会議はあるが、子どもや子育ての環境について自由に意見を言い、考えられる場、こういった場が必要なのではないかと考え、今回挙げさせていただいている。子ども自身やその親、子育てを終えた経験者などが集まって、それぞれの立場での意見を言えるような、機会を作りたい。

委 員 子どもが参画できる子ども会議を開き、実際の子どもの声を聞いてほしい。

委 員 先程も話があったように、現在、低年齢児への支援の必要性が高まっている。子育て

支援のニーズは大変高まっていると思うので、支援が拡充されるということは、子どもを守るという観点からもありがたい。資料2では、量は不足していないとなっている事業もあるが、地域・地区によって大きな差がある。車でどこへでも子どもを預けに行けるという方は少なく、家庭の事情などから特定のエリア内でしか移動できないという方が多い。そういった地域性を十分加味していただき、拡充を考えていただければと思う。また、一時保育に関しても、現状は、なかなか預けることが難しいという声を地域から聞いている。特に年度初めは、それぞれの園でも、自分のところの保育で精一杯なので、この一時保育を受けるのが難しいという声や、予約が埋まってしまふといった声も多々聞いているので、そういった現状に合わせた数字を出していただきたい。

会長 一時保育は、ショートステイや病児病後児保育と同様、必要とされる数がはっきりとはわかりづらい。アンケートでは、「もしあったら利用する」と回答していても、いざ整備されると利用しないケースも多い。それらの事業を利用できる機会を設けることは当然だが、そこには数値の中に表れてこないような要素もあるため、準備が難しい。ただ、地域性を考慮すべきというのは、確かにそのとおりだと思う。

委員 子育て支援センターの拡充というのはすごくありがたいが、支援センターの相談員が常連の利用者とちょっと話し込んでいたりして、他の利用者が相談できなかつたりする。そんな状況だと、緊張しながら生後1～2か月の子どもを連れてくるお母さんがどうしていいかわからなくなってしまう。そのあたりの質の向上に力を入れてほしい。あと、6ページ中段に、「子育て支援サービスを現在利用していない理由として、『利用に関する情報不足』などが挙げられていることから、今後は、様々な支援サービスを通して～」とあるが、様々な支援サービスとは具体的に何か。

事務局 資料8ページの「(2)子育ての不安・負担・孤立感を和らげる相談事業の促進」や、その下の「(3)子育てに関する情報提供の充実」を指している。

委員 9ページの「学童保育所保育料の軽減(利用支援補助事業)」に関連して、実際あったケースを紹介したい。ある時、それまで減額されていたひとり親家庭の利用者の学童保育所保育料が一般家庭の利用者のものと同額になった。学童保育所からは「一時的に減額されていない通常の金額で支払ってもらおうこととなるが、申請することで高くなった分は返ってくる」と説明があったようだが、その時には、ひとり親家庭の利用者が一気に減った。今後、どのような形で経済的な支援を行うのか。

事務局 市において、ひとり親の家庭や就学援助を受けている家庭についての補助制度ができたのは最近のことであり、それまでは各学童保育所がそれぞれ減免を行っていた。しかし、学童保育所の運営が厳しくなってきたということもあり、市が減免の制度を受け持つこととなった。現在は、市へ申請していただければ、後ほど補助金として個人に返還されるという形をとっているため、まずは満額をお支払いいただいて、その補填を後から市が行う。ただ、今回の計画における支援の中では、「まず満額を払う」というのが厳しいというご家庭が多いという事情を考慮して、利用者にははじめから減免した額を支払ってもらい、市からの補填は学童保育所に対して行うという制度に切り換えるべく、現在、制度設計をしている。

委員 保育園などでは、ひとり親家庭の場合、実質的に無料となつたりするが、小学校1年

生になったときに、「今まで保育園は無料だったものが、学童保育所に行くことになって、1万円近く払わなければいけない」というのは非常に大きな負担であり、学童保育所を利用したくても利用できないということが起こる。学童保育所では、ひとり親家庭、あるいは就学援助家庭に対して保育料を減額するという方法をとっていたが、払うこと自体が困難な家庭があるというところに大きな問題があり、払わない家庭が増えると学童の運営に大きく影響を及ぼしてくる。一旦、全額を支払って、後から補助が出るという方法では、元々払うことが厳しい家庭にとっては、非常に負担が大きく、さらに、学童保育所にとっての負担も増えることとなるので、保育園と同じやり方にしてもらいたい。

〈基本目標2〉

- 会長 資料1の14～18ページの基本目標2についてはいかがか。
- 委員 具体的施策の「(1)児童虐待防止対策の充実」について、学校との連携を上手く取っていくことが大切だろうと思う。ある虐待事例に関して、児童相談所と連携を取りながら1つの案件の話し合いを進めていたが、学校側と上手く連携し合って1人の子どもに対してフォローをすることができなかった。また、施設に行くまでは至らないものの、家庭で見守る体制で対応する虐待児に対してのフォローがどこにもないと感じる。市と学校と現場の連携を密にしていくという記載があってほしい。
- 事務局 児童虐待の対応は、各教育委員会や小学校・中学校等の指導官、地域の民生委員、NPO、保育園の先生といった方が連携を取りつつあたっているが、地域差、温度差があるというのは、これからの課題であると考えている。事例の多いところは連携も段々に上手くいくようになってきているので、全体としてもっと充実させていかなければならない。
- 会長 日本の機関というのはどちらかというと自己完結型のところが多く、そこだけで処理しようとしてしまうが、それではなかなか上手くいかない。資料15ページの取組みの概要に「関係機関と連携を深める～」という文言が入っているので、後は運用していく中で丁寧な対応をして、子どもの命を守っていくということになるだろう。

〈基本目標3・4〉

- 会長 それでは、基本目標の3について、このところで何かあればどうぞ。
- 会長 特にないようなので、基本目標の4について、続けてお願いします。
- 委員 25ページの上から4番目、「企業に対する妊産婦の健康管理の啓発」について、ここ2～3年、低体重児の出産が多く、700グラムや800グラムで出産されるようなこともあり、そういった場合には、色々と大変なことがある。企業の方々に、妊産婦の方の大変さを知ってもらえるよう、もっと啓発をしていけば、もう少し良くなるのではないか。企業の方が、どのように考えているのか、行政が今後、どのように啓発していただくかというのはとても重大な問題である。
- 委員 会社が、妊娠した従業員に対して何か具体的なケアをしているかということ、特にしていなかったりする。妊婦の側でも、お腹が大きくなるまで妊娠の報告をしない人が多い。妊娠している人については、職場長の判断で肉体的な負担の少ない業務に変わっ

てもらっていたとしても、それを制度化まではしていない場合もある。産休・育休やそこからの復帰を制度化するだけでなく、妊娠したことをどう申告してもらうのか、会社側はどういうことをしていけばいいのかということ、この機会に考えてみたい。保健所などから、企業に対して指導をしてもらえるといいと思う。

委員
会長

推進施策の中に啓発するという言葉があるので、市から、企業体に協力を求めるなど、様々な形で啓発活動を行っていくことが重要だろう。低体重児のことは、確かに労働の環境による影響もあるが、女性の生活形態も変わってきて、一説によると、喫煙者が多くなってきたのが大きな1つの要因だとも言われている。低体重児の問題と、企業の意識というのは、直接イコールではないだろうと思う。24ページに、女性の就労意向が高まっているとあり、この点も大事にすべきだろう。「働きたい」という場合の保障を、社会がしていくべきである。妊娠したから辞めざるをえないというのは、社会的に大きな損失であり、女性が仕事を続けたいのにそれができないという状況を、支えていくのがまさに子育て支援だと思う。

委員

企業としても、そういった支援をどのように確立したらいいのかが分からない。ただ、今日のような話を伺うことで、それがすごく大切なことだという気付きは得られるだろう。企業の中にも、そういったことを施策の中に入れてほしいと思っているところはあると思う。

会長
事務局

今現在行っている啓発は、具体的にどんなものか。

企業へのアドバイザー派遣事業であったり、あるいは保健師による出前講座など、様々なメニューがある。また、各事業所から相談があれば、希望される中身に沿った講師が派遣できるように手配をしている。

委員
事務局

それは企業の側からオーダーを出した場合に限られるのか。

それだけでなく、例えば、母子保健の一環として、母子手帳を交付する際に、事業主に見せてもらうための「妊産婦にはこういう配慮をして欲しい」という内容のカードを渡している。そのカードが事業主に対して出しやすい環境の企業であっていただけよう、啓発などを地道に続けていかなければいけないと考えている。

委員

そのカードは以前から渡しているか。少なくとも「これを会社に見せてください」という案内はしてないと思うがどうか。

事務局

母子手帳の中に挟み込んでお渡ししている。「今働いていらっしゃるでしょうか」と言葉掛けをし、もし働いているのであれば「是非これを使ってください」と案内することで、より有効に活用できると思う。

委員

資料24ページにある現状と課題の上から10行目に「また、子育て期にある30代及び40代の男性の長時間労働の～」とあり、同様に2ページの1行目にも「20歳代後半から30歳代の女性の労働力率が～」となっているが、ここで年齢を書くことは必要なのか。今、社会状況が変わっていく中で、家庭状況、子どもを見守る環境も変わっている。このあたりの表記は再考していただいたほうがいいのではないか。

事務局

2ページの部分は、事実として20代後半から30代の女性の労働力率が上昇しているので、修正の必要はないと考える。24ページの方は、20代で結婚される男性もおり、実際に20代男性の長時間労働も問題となっているので、こちらは年齢を限定する必要はないかと思う。書き方を検討したい。

会 長
委 員

資料1の、この第3章については、ほぼこれでいいだろう。

第3章で何か所か「一時預かり事業」が出てきている。例えば、4ページに新規の取組として、「幼稚園における一時預かり事業の充実」があり、この概要で一時預かり事業を「保護者の就労時間等の都合により～」と位置付けている。これは根本的におかしいのではないか。何故一時預かり事業をやるかといえば、預かった時間の中で保育や教育を行うためであり、決してお母さんの仕事の間の肩代わりだけをしているわけではない。つまり、先程の質の問題になってくる。「子育て支援」だとか「家庭支援」だとか言われるが、それらは、基本的には「就労するお母さんの支援をどうするか」ということが基本となっている。そうではなく、「就労してないお母さんの子育て、保育をどう支援していくか」ということももっと考えないと、逆転現象が起ってしまう。低年齢児の保育の対象となる就労時間の下限が64時間になったことで、単純に「預けやすくなったから預けよう」というのでは本末転倒ではないか。元々家庭で教育・保育、子育てをしなければいけないのに、就労支援という名を借りてどんどん子どもを預けるようになっていくようでは、教育・保育が崩れていくと思う。市内の私立幼稚園では、どの園も一時預かり事業を実施しており、長期の預かりを行っている園もある。何のためにこれをやっているのかを考えて欲しい。ただ就労支援をするためではない。就労してない方にも利用してもらっているのは、「子どもの遊び場がないから」「子どもが充実した活動をする場がないから」といった理由からである。そういった観点に立って、考えていかなければならないのだが、今の状態ではその観点が入っていない。これは園だけに言えることではなく、同じような活動をしているNPOについてもそうだが、市からの金銭的な支援をどのようにしていくのかを考えなければならない。いくら気持ちがあっても、お金がなければできないことがある。教育・保育の根底が崩れることのないよう、是非、対応をお願いしたい。

(2) 子ども子育て支援事業計画第4章について～量の見込みと確保の方策～

《質疑》

会 長
委 員

それでは資料2の第4章についてどうぞ。

3、4ページで、第1ブロック、第2ブロック、第3ブロックとあるが、括弧の中の地域はどのように分けられているのか。

会 長
委 員

中学校区である。

7ページの一時預かり事業について、先程の話のとおり、「保護者の就労時間等の都合により～」という箇所の文言を考えてもらいたい。また、一番下の【提供体制の確保内容の考え方】に「私立幼稚園14園で一時預かり保育を実施」とあるが、一時預かり事業という位置付けで問題ないか。現在は、私学助成での預かり事業である。

事務局

国の資料では、新制度へ移行しない従来型の私立幼稚園と、移行する私立幼稚園のどちらも一時預かり事業ができるようになっていたので、このような位置づけとした。

委 員
会 長

そのあたりは別の機会に詳細を打ち合わせたい。

他の委員の方はどうか。

- 委員 私立幼稚園の預かり保育は、夏休みなどの長期休暇に対応している。学童保育所でも、夏休みだけ利用したいという方はかなりいるが、定員の都合もあって、夏休みのみの利用を受け入れることが難しいというケースがすごく多い。公立の幼稚園では今後、預かり保育を実施したりしないのか。市としてどう考えているのかを聞きたい。
- 事務局 一時保育にだけでなく、私立幼稚園と公立幼稚園とはいろいろな違いがある。この秋から、四日市市幼稚園・保育園のあり方検討会議を立ち上げさせていただきこととなっており、その中において、一時預かり保育に限らず、様々なことをご議論いただきながら、1年ぐらいの間に、今後の方向性を決めていきたいと考えている。
- 会長 ファミリーサポートセンター事業について、援助する会員と依頼する会員の数のバランスというのは四日市市ではどうなっているのか。
- 事務局 先日、大阪で全国的な意見交換会があり、そこに参加していた都市の中では、四日市市は依頼会員と援助会員のマッチングの割合が高かった。他の都市が援助会員の1割程度であったのに対して、四日市市は3割を超えており、活動が活発であるとの評価をいただいた。それでも、四日市市のアンケート等を見ると、マッチング数が足りないという声をいただいているので、やはり、いかに援助会員を増やすかというのが課題だろうと考えている。
- 委員 先日、学童保育所の意見交換会があった。その中で、学校の空き教室や、敷地をどんどん活用するという話があったが、これは学校長の裁量が働くところが多く、実際には敷地に建物を建てさせてもらえなかったり、鍵が付いていないという理由で部屋を貸してもらえなかったりといった状況である。先程も、学校との連携に関する話が出ていたが、教育委員会とこども未来課との連携などをもっと充実していかなければ、計画にはいろいろと書かれていても、現実にはそれができないということが起こり得る。
- 事務局 学童保育所について、四日市市では、確かに学校長の裁量によるところが今まではかなり大きく、それによる弊害も確かにあった。ただ、学校長の側にも事情がある。というのも、教育委員会が定めている「余裕教室の活用方針」で、向こう5年間、使わない教室に限り、貸してもいいこととなっており、例えば5年の間にミニ開発であったり、団地ができたり、マンションが建ったりということだけで、児童数が変わってしまうため、なかなか踏み出せなかったという経緯がある。そういった点で、これまでは、学童保育所が希望しても学校長の段階ではなかなか踏み切れないという状況にあったが、27年4月以降は、国の方でも、学童保育所の整備をする際には、余裕教室を活用することが第一に優先であり、余裕教室がない場合にも、学校敷地に余裕があれば貸し付けるようにという方針を出すと考えている。今までは市の教育委員会が方針を立てていたが、今後は国が後ろ盾となって進めていくこととなっており、そういった点からすると、今までよりは若干踏み込みやすくなるのではないかと捉えている。そういった経緯もあり、今年度、やはり教育委員会とこども未来部の意思疎通が大事だということで、絶えず情報交換をして、情報の共有を図っている。
- 会長 各関係機関が連携を取り合えるようになり、「いかに子ども達のために」というところに視点が移ってくることは非常にいいことだと思う。5年間というスパンの中で、市だけでなく、関わっている人間全てが何らかの形で尽力していくことが、子ども達

の幸せにつながるので、その辺りの意識をしっかりと持って、意見を言い、実行していくべきだろうと思う。

(3) 新制度における地域型保育事業に関する基準について

《質疑》

- 会 長 最後に、資料3の地域型保育事業について、ご意見があればどうぞ。
- 委 員 ここにある家庭的保育の対象となる年齢は0～6歳までか。
- 会 長 0～2歳までである。
- 委 員 資料3の最後のページにある「地域型保育事業の認可基準」で「市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者」とあるが、具体的に、どのような研修を受けた方が該当するのか。
- 事務局 四日市市としては、家庭的保育の職員は、「市長が行う研修を修了した保育士」としている。まず、前提として、保育士の資格があり、加えて、家庭的保育の職員としての業務を遂行するために、市が用意した研修を受けていただいて、それを修了した者としている。研修のメニューについては、現在、国でも検討中であるため、その方針が決まるのを待って、市としても対応していきたい。
- 委 員 これは、今までは無認可保育所と呼ばれていた保育所だと思うが、それで間違いないか。
- 事務局 無認可保育所ではなく、認可外保育所である。
- 委 員 今は、特に2歳児は入所しにくい。現状では2、3人しか入れない園もある。小規模保育などについては、「本当に大丈夫だろうか」と不安に思っている保護者も多い。そういった方に安心してもらえるように、研修内容等、中身をしっかりとしたものになければいけない。大事な子ども達の命を預かる仕事なので、それに見合うだけの質を確保する必要がある。
- 会 長 四日市市の基準案を見てみると、国が定めた基準よりも厳しいものとなっている。国がよく最低基準という言葉を使うが、あれは「その基準を下回ってはいけない」という性質のものであり、常にそれを上げていく努力をしなければならない。四日市市の案は、それを踏まえたものとなっているように思う。特に0歳児の場合、1対1で対応するのが望ましいというのは随分言い続けられてきたが、今後、こういった小規模のところではそれが試みられることは、画期的なことである。人員の確保が大変だろうとは思いますが、職員の資格と人数といった部分の保障は最低限必要なものである。
- 委 員 ここで言う1対1というのは、特別支援の子ども達についての基準とは違うのか。
- 事務局 この基準は、特別支援の子どもに限ったものではない。家庭的保育のところを見てもらうと、国の省令における基準は、乳幼児1～3人に対して、家庭的保育者1人でいいとしている。それに対して、四日市市の基準案は、乳幼児1人に対して家庭的保育者1人を付けるという、1対1の形をとっている。乳幼児が2～5人の場合には、この家庭的保育者1人プラス家庭的保育補助者を付けることで、複数の子どもに対しては職員も複数で対応することとしており、これより、質の高い保育、そして子どもの

安全を確保していきたいと考えている。

委員 家庭的保育事業において、例えば、保育者のほうが病気になった場合などのフォローはどうしていくのか。ニュージーランドなどでは、NPOがそういった家庭的な保育に関わっており、保育者に何かあった際にはサポートのための人員を用意するという援助の体制がある。何らかのフォローがなければ、事態に対応しきれないということが起こり得る。家庭的であることによっていいところがある反面、大変なところもあり、そのフォローや監督をしていくことが重要である。学童保育所に関しても、かなりのところで問題が出ていると聞いているので、同様にフォロー、監督が必要である。

会長 他にはどうか。

委員 小規模保育事業について、何らかの見込み、目星はあるのか。

事務局 現在、市内には指定事業所内保育が14か所、認可外保育施設が11か所ある。意向調査を行った結果、B型の小規模に手を挙げた施設や、事業所内保育所についても、小規模の事業所内を行う意向のある施設があった。

会長 調査の結果を広報すると、手を挙げる施設が増えるかもしれない。それでは、これで今回の議題についての議論を終えたいと思う。

2 その他

意見の提出、次回会議の開催時期と日程、パブコメ予定などについて